

「要求水準書(案)に関する質問及び回答」の補足説明

※「要求水準書(案)に関する質問及び回答(3/3 ページ)」より抜粋

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
17			別表 3				ナイター施設	既存のナイター施設の照明等はイベント広場等に転用することは出来ないのでしょうか。	老朽化が顕著であるため、撤去を必須とし、転用は不可とします。

※上記記載の質問(No.17)に関する回答の補足説明

【補足説明】

ナイター施設の照明等について、支柱などの構造物は撤去を必須としますが、照明器具等再利用が可能であると認められる場合は、市(公園緑地課)と協議を行い、その可否を判断することとします。